

地元税理士が教える!

# インボイス制度セミナー

～免税事業者も他人事ではありません～

令和5年10月から消費税の仕入れ控除方式として適格請求書保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書を交付できるのは「適格請求書発行事業者」に限られ、「適格請求書発行事業者」になるためには事前の登録手続きが必要になります。また、仕入れ先や発注元が免税事業者の場合は仕入れ控除ができなくなるなど、全ての事業者に影響があり早めの準備が必要です。

本セミナーでは、インボイス制度の概要のほか、課税事業者を選択したほうが良いかどうかなどについてわかりやすく解説します。

## 内容

- ・なぜインボイス制度が必要なのか?
- ・インボイス制度の導入で変わること
- ・免税事業者との関わり方
- ・適格請求発行事業者の登録手続き

## こんな方にオススメ!

- ・インボイス制度について知りたい
- ・適格請求書発行事業者の登録の仕方が分からない

## 講師



税理士法人鈴木会計  
株式会社ビジネスサポート  
税理士・ファイナンシャルプランナー  
鈴木 武雄 氏

日時 令和4年6月13日(月) 14時～16時

会場 コラッセふくしま 4階 「401会議室」

受講料 会員：無料 非会員：1名3000円

問合せ 公益社団法人福島法人会

福島市三河南町1-20 (コラッセふくしま7F)

TEL 536-1291

定員

20名

お申込みはお早めに

「インボイス制度セミナー」参加申込書

会社名		業種	
住所			
TEL		FAX	
参加者		職種	
参加者		職種	

- \*参加される方には改めて通知しませんので、時間厳守のうえご参加ください。
- \*お車でお越しの方は、近隣駐車場をご利用の上駐車料金はご負担ください。

感染症対策について

- \*当日は、マスクの着用をお願いいたします。
- \*会場への入場時、検温のご協力をお願いいたします。
- \*体調不良の方、2週間以内の渡航歴または感染が流行している地域へ往来歴がある方は、参加をお控えください。

講師紹介

鈴木 武雄 氏

昭和60年12月税理士試験合格

昭和61年4月独立開業

平成12年ファイナンシャルプランナー登録